

法テラス震災特例法改正案（3年再延長） 概要

法テラス震災特例法^{※1}の概要【議員立法】

- 援助対象者：東日本大震災の被災者^{※2}
- 援助内容：日本司法支援センター（法テラス）が、資力の有無にかかわらず、無料法律相談や、東日本大震災に起因する法的紛争に係る訴訟代理・書類作成等に要する費用の立替え等の援助を行う。

【制定当初】

平成24年3月29日成立 同年4月1日施行

有効期限：施行日から3年（平成27年3月31日まで）



平成27年改正（3年延長）

有効期限：平成30年3月31日まで（現行法）

- ※1 正式名称：東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）
- ※2 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者（法テラス震災特例法第2条第2項）

法テラス震災特例法をめぐる現状

- 東日本大震災法律援助の実施件数が年間約5万件前後のペースで推移。
- 原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効が特例法^{※3}で10年に延長。
→ 損害賠償請求に係る紛争が今後も一定数見込まれる。
- 東日本大震災からの復旧・復興はなお道半ば。
→ 今後も、高台移転や仮設住宅からの退去等に伴う法的問題が顕在化するおそれ。

- ※3 正式名称：東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成25年法律第97号）

本改正案の概要（期限再延長）

法テラス震災特例法の有効期限を

平成33年3月31日（復興期間の終期）^{※4}まで3年再延長

被災者に対して引き続き東日本大震災法律援助を行うこととする（施行期日：公布日）。

- ※4 「復興庁設置法」による同庁の設置期限及び改正「㈱東日本大震災事業者再生支援機構法（二重ローン救済法）」による延長後の機構の支援決定の原則期限も同一。